

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度

2025 年

年度回数

1

回/次

回

申請書SharePoint

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

株式会社UMITO Partners

団体代表者 役職・氏名

代表取締役 村上 善二

分類

法人番号

30110-01-140913

団体コード

申請団体の住所

東京都中央区日本橋小舟町14-7

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、測定を取り消し等が行われることとなっても、異議は 切申しやてません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報		任意			
申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	海洋未利用資源を活用した漁業者の所得向上による地域社会の活性化事業			
	事業名（副）	ー ネイチャーポジティブで拓く新しい未来 ー			
	団体名	株式会社UMITO Partners	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		③イノベーション企画支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
－	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
－	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
－	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
－	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
14.海の豊かさを守ろう	14.2 2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靱性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。	漁村背後集落の高齢化率（2020年時点、水産庁）は40%、日本全国の高齢化率は28.8 %と、漁村は国内の中でも最も少子高齢化、それに伴う地域経済・コミュニティの消失が進んでいる地域です。弊社としては日々漁業者や漁業組合、地域自治体から海に関する課題をヒアリングしていますが、その中で最もよく聞こえる声が「漁業が儲からなくなった、それで若い世代が流出している、いつかこの地域から人がいなくなるのではないかと心配している」というものです。本事業を通じて漁業周辺の未利用資源（拾い昆布、ホタテの貝殻、海洋ゴミ、など）に新たな経済価値を付与することは、海を豊にすると共に、漁業者や沿岸地域に新たな経済資源を提供し、地域活性化に貢献するものです。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	本事業を通じて推進する「里海」とは人の暮らしと自然の営みが密接な沿岸海域を指します（環境省定義）。また「人手が加わることで生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域」とも定義され、人の生活と自然環境、資源の豊さが両立される住み方、町の在り方を指します。大都市に対して、地方地域は人口流出や産業衰退などの課題を抱えているものの、自然資源という大都市にはない資源を有しています。これらの有効活用が行われる里海のあり方を本事業を通じて沿岸地域で展開することによって、地域社会の活性化、そしてより最適な人間居住計画を可能とします。

12.つくる責任つかう責任	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	本事業は沿岸地域においてすでに創出されている未利用資源（ホタテ養殖に伴う貝殻、漂着する海洋ごみ、など）に新たな経済価値を付与し、海への資源圧を増やさずに沿岸地域の経済力を高めることを目指すものです。これを通じ地域社会がより効率的に天然資源を経済資源に変換することを促し、地域社会の活性化、持続可能性の向上に繋がります。
8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	漁業はいまだに労働集約型の事業体を営んでおり、それが担い手不足、高齢化に伴う体力的な制約による廃業、生産効率の低さにつながっています。本事業は未利用昆布を活用した牛のメタン排出量を下げる効果のある飼料開発など、海洋資源の新たな活用方法に関わるイノベーション創出に助成することを目的とします。これを通じ、漁業セクターの経済生産性を高め、より魅力的な産業とすることによって持続可能性を高め、地域活性化を行います。
2.飢餓をゼロに	2.3 2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。	地域社会の経済の重要な担い手である一次生産者の所得は他産業と比べ低く、不安定な傾向があります。本事業は漁業者に対して未利用資源をもとにした新たな収益源を提供することによって所得向上効果を生み出し、国内の食糧供給の安定に繋がると共に、地域社会を活性化します。

Ⅰ.団体の社会的役割

(1)団体の目的	192/200字
株式会社UMITO Partnersは代表の10年以上の海洋保全に関わる非営利活動に基づき2021年に設立された会社です。ビジョン「ウミとヒトが豊かな社会の実現」、パーパス「ウミとヒトのポジティブな関係性を創り出す」に基づき、「持続可能な漁業」「生物多様性」「健全な生態系・生息域の保全」「気候変動対策」をテーマに活動しています。2023年には「B Corp認証」を取得しました。	
(2)団体の概要・活動・業務	200/200字
株式会社UMITO Partnersは主な事業としてASC・MSC認証コンサルティング、30by30・IUUなどに関する調査コンサルティング、ブルーカーボンプロジェクトのコンサルティング、ブルーファイナンスに関わるインパクト評価コンサルティングなどを行ってきました。海洋インパクト評価測定に関しては笹川平和財団海洋政策研究所より調査プロジェクトを受託し、海洋ベンチャー企業4社を対象に実施しました。	

Ⅱ.事業概要

Ⅱ.事業概要					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期						全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域			
直接的対象グループ	漁業者 (実行団体としてはベンチャー企業を支援し、ベンチャー企業が沿岸地域に存在する未利用資源を活用した商品の共同開発を漁業者と行い、その後ベンチャー企業が未利用資源の継続的な買取を行うことにより漁業者支援が実施されます)					(人数)	全国漁業従事者数：12万1230人 内本事業を通じて直接インパクトを与える人数：25人以上	

最終受益者	漁港背後集落 (最終的な受益者としては漁村全体を想定しており、中核産業である漁業が活性化することの波及効果により、また長期的には漁業者以外も未利用資源を回収・販売する可能性を提示することにより漁業者に限らず地域全体が活性化することを目的としています)	(人数)	全国漁村人口：180万人 内本事業を通じて最終インパクトを与える人数：125人以上
事業概要	本事業はイノベーションの企画支援を通じた地域社会の活性化を実施するために地域ステークホルダーとして漁業者に着目し、漁業者の所得向上を実施する手段として海洋未利用資源の活用、これを可能とするために資源活用に関わる技術開発を行うベンチャーに対する助成を行います。海洋未利用資源とは非バイオマス（魚網、海洋ゴミなど）とバイオマス（貝殻など）であり、これらの有効活用を通じて1）未利用資源の販売による漁業者の所得向上に伴う地域への直行的経済効果、2）未利用の自然資源活用に関わるベンチャーエコシステムが他地域・他産業に横展開されることによって全国レベルでネイチャーポジティブなイノベーションエコシステムが生まれることによる広範囲なインパクト創出を目指しています。沿岸地域における未利用資源は貝殻や海洋ゴミは廃棄の対象として地域のコストになっていたり、拾い昆布は浜に打ち寄せられ活用されことなく腐敗していたりなど、地域にとって負担となっていることが現状です。これらを再利用し活用することは地域経済にとって重要な転換であるものの、それを可能とすることは新たな技術開発が必要になり、それが現状のボトルネックになっています。この活用法に関するベンチャーに助成することは地域社会にとって欠落している技術力を埋めることになり、新たな地域経済圏の確立に繋がります。		
	571/600字		

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	985/1000字
日本の漁業者数はピーク（1973年）の51万人に対して2023年は12.1万人、漁業総生産量はピーク（1984年）の1282万トンに対して2023年は383万トンと産業の空洞化が進んでいます。これは食の安全保障という全国民に関わる国としてのマクロ的な課題であるだけでなく、地域社会の主要産業の一つが失われることによって地域経済の衰退にもつながっています。裏を返せば、漁業・一次産業というイノベーションの対象になりにくく、空洞化が進んでいる領域ほど、地域社会を起点とした新たな経済成長モデルの確立の可能性があると考えられます。本事業は漁業者の所得減少・不安定化、それに伴う漁業者の減少という課題に対してイノベーションを通じたアプローチを実施し、それを通じて1) 漁業の活性化による地域への直接的インパクト、2) 地域の1次産業に対するイノベーションモデルの確立・横展開によって生まれる全国的な間接的インパクト、2つのインパクトを創出することを目的とします。漁業者の所得向上にイノベーションを通じて取り組むアプローチとしては5つ考えられます。それらは1) 藻場再生など地域生態系の保全を行い、水産資源を豊かにする、2) 新たな商品開発など6次産業化、3) 無人運転や高性能魚群探知器など生産効率性の向上、4) 小型陸上養殖設備など天然漁業以外の収入源の開発、5) 未利用資源の活用、です。本事業においては、他の1~3の他のアプローチが天然漁業に依存する中、4と5だけが漁業以外の所得向上の道を提示しており、5はさらに本来であれば破棄されるような資源を経済価値に変える、循環経済としての側面を持っているため、5) 未利用資源の活用をアプローチとして選定しました。現在の漁業者の経済的状況に関わる課題は、漁獲量が下がり所得が低下していることだけではなく、取れる魚の種類や量が不安定になることにより所得が不安定になる、低下と不安定化の2つの要素によって構成されています。漁業以外の収入を持続可能な形で創出することは、漁業者がより多様性の高い形で収入を得ることになり、産業と地域の活性化に繋がるものです。また、海洋未利用資源の有効活用は、沿岸地域に存在し、かつ漁業と直接関係がある必要のない資源の有効活用であり、本事業が発展した後は漁業者以外の地域住民にとっても新たな収入源を作る可能性を持っています。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	200/200字
海洋未利用資源の内、バイオマスの利活用に関しては支援策として総務省・経済産業省・環境省・農林水産省・国土交通省・文部科学省などが支援策を出しています（参考： https://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/attach/pdf/index-181.pdf ）。ただ、政府の施策は再生エネや脱炭素など地域よりはマクロ的な課題に対する取り組みが主となっているのが現状です。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	198/200字
北海道の漁村における拾い昆布（打ち寄せられて活用されことなく砂浜で朽ちる昆布）の事業化に関するヒアリング、水産加工会社のバイオマスの発電活用に関するヒアリングなど、水産未利用資源に関する調査を実施してきました。漁業者と海洋保全に向け連携した10年以上の実績を組織内に有しており、そこから生じた関係構築ノウハウに基づき本来なら難易度の高いベンチャー企業と地域漁業者の連携を本事業のため実行します。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	198/200字
海洋未利用資源に関わるイノベーションの担い手である「ローカルベンチャー」は1）研究開発と事業実証（研究コストがかかり、赤字）、2）製品の市場投入（黒字化、自走）の2フェーズにから成り立ちます。大都市のベンチャー企業と比較するとローカルベンチャーは2）の黒字化に辿り着くのが早い反面、1）の研究開発費を資金調達するのが地域性の問題から困難な傾向があります。この補完に休眠預金活用の意義があります。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
中長期的なアウトカムとして、助成したベンチャー企業が助成終了5年後にも事業継続をしており、その活動を通じて地域漁村の海洋未利用資源が活用されている状態を目指します。また、ベンチャーとの連携をおこなった漁業者の収入が30%向上し、それを通じて連携した漁業者数一人あたりに対して10人の非漁業者の地域住民に対して何らかのポジティブインパクト（雇用創出、所得向上、他地域からの観光・移住・ビジネスの関心向上等）が発生し、地域全体の活性効果が発生していることを目指します。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体であるベンチャー企業の活動に対して協力的な地域漁業者が増える		取り組みに賛同し、能動的に参加してくれる連携漁業者数 資源の有効活用に向けヒアリング、調査をした漁業者数	0 0				実行団体毎に5人 実行団体毎に8人
実行団体であるベンチャー企業の活動によって地域漁業者の間で海洋未利用資源の活用に関する意識醸成、ネイチャー・ポジティブな収入獲得のあり方に関する意識醸成ができるている状態。		協議会などが漁協、もしくは漁師間の中で設定されている ネイチャー・ポジティブ、里海、資源管理などに関する議論の場、勉強会などが漁業者の間で設けられる		されていない 実施経験がない			されている 事業期間中に各実行団体が1回は開催する
実行団体であるベンチャー企業の活動によって地域の海洋未利用資源の商品開発・生産が行われている、それにより漁業者収入が向上する。		海洋未利用資源を活用した製品・商品の開発の進捗具合 ベンチャーとの取り組みによって有効活用された資源量（トン） ベンチャーとの取り組みによって発生した追加的な漁業者収入	0 0 0	現状構想もしくは研究開発段階になる			製品化されている 全ての実行団体合計で5トン 実行団体毎で200万円（漁業者収入10%向上）
実行団体であるベンチャー企業の活動によって地域外ステークホルダーから、地域全体を活性化するためのリソースを獲得するための関係性が生じている。		都内の大企業などとのネットワーク形成 地域外のメディア等からの取材など、地域に関心を高っている状態		されていない 地域外からの関心がない			実行団体毎に3社とのネットワークが形成されている 地域外メディア等へのネットワークが生まれている、記者等との定期的な情報共有会が開催されている
実行団体であるベンチャー企業の活動によって地域内の漁業に対する地域の関心が高まっている。		地域新聞など、地域メディアに活動が掲載される 自治体職員から現場訪問を受けるなど、地域ステークホルダーとの接点が生まれる 地域内の若手内で漁業に対する関心が高まる、就労意欲が高まる	0 0	地域連携が発生していない 若手の漁業に対する関心がない			実行団体毎に5件 行政、地域企業との連携が可能になっている 若者からの採用に関する問い合わせが増えるなど、関心が高まっている、地域の労働局等との連携が進んでいる
実行団体であるベンチャー企業の活動によって地域内の漁業者以外のステークホルダーにポジティブな経済効果が発生する。		本事業を通じてポジティブインパクトが発生した非漁業者の地域住民の数 ベンチャー企業が成長することによって地域内で生じた雇用人数（正規・非正規含む） 事業への関心から生じた観光・ビジネスの増加など、間接的な経済効果が発生する	0 0	実証現場の訪問など、他地域からの関心上昇に伴う経済効果が発生していない			実行団体毎に25人 実行団体毎に1人 発生している

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配回100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
組織基盤強化：セオリーオブチェンジ、ロジックモデルの策定等などを通じてベンチャー企業が今後インパクト創出をする方法が理論的にまとまっていること。		経営戦略の中にセオリーオブチェンジ、インパクトモデルなどが組み込まれている インパクトKPIが設定、測定されている		モデルが存在しない KPIが設定されていない			モデルがあり、経営会議などに組み込まれている KPIが設定されており、年度ごとなどに測定されている これらによりインパクト視点の経営判断が実施可能になり、資金調達等に好影響が発生する
組織基盤強化：ミッション・ビジョン・バリューなど、ベンチャーが今後経営をしていくにあたっての非財務面での目標が明確になっていること。		ミッション・ビジョン・バリューが設計されており、経営判断に組み込まれている		ミッション・ビジョン・バリューが設定されていない			ミッション・ビジョン・バリューが設定されている、もし既存のMVVが存在する場合は、インパクトモデルとの生合成などのブラッシュアップがされた状態
組織基盤強化：会社の5か年の事業計画など、ベンチャーが今後経営をしていくにあたっての財務目標、方向性が明確になっていること。		5か年の事業計画、財務計画があり、それに基づき経営戦略を組み立てている。		計画が策定されていない			計画が策定されている
環境整備：ベンチャーが助成終了後も活動を続けるために、1）外部資金調達、もしくは2）事業の黒字化によってどのように事業継続をするかの計画が立ってる、また資金調達の場合はどのような外部資金を集めるかの戦略が立っている。		資金計画が立っている 必要に応じて外部資金調達先とのネットワークが形成されている		計画が策定されていない 0社			計画が策定されている 実行団体毎に3社
環境整備：ベンチャー企業が今後事業拡大をするにおいて必要な地域内外の漁業者ネットワークを持っている。		事業に関わる海洋未利用資源に関わる漁業者とのネットワーク		0人			実行団体毎に5人

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
1) 初期調査：ベンチャー企業が地域の海洋未利用資源に関するデスクトップ調査を行い、どのような資源が未活用となっているのか、それによってどのような地域課題が生じているのか、どのぐらいの資源量があり、どの程度の経済ポテンシャルを持っているかなどの調査を行う、これにより重点的に取り組みべき未利用資源が何であるのか、それをどのような市場に投入するべきかなどの解像度を高める。	2026年11月頃	186/200字
2) 活動計画策定：デスクトップ調査に基づき、ベンチャーが自社として保有している技術を対象となった未利用資源の活用のためにどのように活用できるか、そのためにはどの程度の未利用資源を調達する必要があり、どのような製品化を行いどのように市場投入し、それらをいつまでにする必要があるかなどの行動計画を立案する。	2026年12月頃	153/200字
3) ステークホルダーの洗い出し：行動計画に基づき、必要な未利用資源を調達するにはどの漁師から調達するのがいいのか、また地域の漁協や流通会社、加工会社、などあらかじめ関係構築しておくべきステークホルダーが誰であるかのマッピングを行う、これにより地域漁業関係者との友好な関係構築を行い、事業が支援期間中、支援後も円滑に進む状況を作る。	2027年1月頃	168/200字
4) ヒアリング：ステークホルダーの洗い出しにより、選定された未利用資源に関して重要なステークホルダーであると特定された漁業者、漁協関係者、その他ステークホルダーについて、当該未利用資源についての状況のヒアリングを行う、これにより課題に関する理解を深め解決に向けた仮説の精度を上げると主に、共同取り組みに向けた関係構築を行う、必要に応じて複数回訪問等を行い、信頼関係を構築する。	2027年1～3月頃	190/200字

5) 関係構築：ヒアリングで個別に関係構築を行っていたステークホルダーを集め、勉強会のような形で資源活用に向けた合意形成を行っていく、ベンチャーがどのような製品化を行うか、誰からどのタイミングで未利用資源を調達するのか、加工プロセス、流通経路などを必要に応じてステークホルダーと合意していく、これにより地域内における事業基盤を作ると共に、地域内の様々なプレイヤーが共通の目的意識のもと団結する。	2027年4～6月頃	200/200字
6) 意識醸成：上記勉強会の一環として、ベンチャー企業がネイチャー・ポジティブに関する情報提供や、外部講師を招いてのセミナーなどを実施する、これによって地域内で自然調和型、持続可能な事業運営に関する意識を醸成し、長期的に地域がネイチャー・ポジティブを推進できるような土壌を形成する。	2027年5月頃	142/200字
7) 地域内連携：ベンチャー企業が地域自治体の企業連携課などとコミュニケーションをとり、地域内での取り組みに対する意識形成や、行政との連携に向けた合意形成を行う、これを通じて助成金や支援政策の情報収集など資金的リソース、もしくは自治体の広報に対する協力など、非資金的リソースの獲得を行う。	2027年5月頃	145/200字
8) 研究開発：ベンチャー企業が、地域漁業者と連携し未利用資源の製品化に向けた研究開発・実証実験を行う、保有している技術の製品化を行う、もしくは製品をすでに所有している場合は、漁業者とともに実証実験などを行う、など、これにより市場投入できるレベルの未利用資源を活用した製品が完成する。	2027年7月～2028年7月頃	143/200字
9) 市場調査：開発している製品の競合情報や、市場ニーズなどを関連企業へのヒアリング、想定顧客インタビューなどを通して確認する、これにより商品開発が完了した際に市場フィットがあるかを確認し、適切な方向性を持って商品開発していることを担保する、これを通じて事業が持続的に売上を創出し、活動を継続できるかを確認する。	2027年9月頃	157/200字
10) ブランディング戦略：市場調査に基づいて開発中の製品がどのような顧客層に対してどのようなブランドイメージで販売されるべきかのブランディング戦略を策定し、ロゴ制作など、商品販売に必要なクリエイティブアセットの作成を行う、これにより未利用資源の商品化をした際の販促力を高める。	2027年10～12月頃	138/200字
11) 試作品制作：ベンチャー企業が地域漁業者と連携し、開発中の製品について小ロットの試作品を制作し、想定顧客や業界関係者、地域内ステークホルダーに対して試験的な商品提供、もしくは販売を行う、これにより顧客フィットの再確認や、顧客からのフィードバックの収集を行う、場合によってはフィードバックに基づき商品のピボットを行う。	2028年1～4月頃	160/200字
12) HP・ECサイト作成：試作品の提供、市場調査などに基づきある程度商品の最終形態が確認され、ブランディング戦略に基づきクリエイティブアセットが形成された段階でホームページやECサイトなどを作成し、オンライン集客の基盤を作る、これによって量産体制が出来た際の営業導線を構築する。	2028年5～6月頃	140/200字
13) 量産体制の構築：完成した商品の量産体制を内部の設備投資、もしくは外部の生産パートナーの確保と通じて構築する。	2028年6～9月頃	57/200字
14) メディア・PR：ベンチャー企業が完成された商品、及び漁業者とともに行った取り組みについて地域内外のメディアにアプローチし、記事掲載等の可能性を模索する、これによって地域に対する地域外からの関心を高めると主に、販促効果を狙う。	2028年8月頃	115/200字
15) 市場投入：完成された商品の販売を開始する、ECサイトを公開するほか、PR媒体で販売開始のリリースを出し、販促を開始する。	2028年10月頃	63/200字
16) 営業戦略構築：完成された商品の想定ターゲットや顧客数をもとに営業戦略を構築し、顧客リスト等の作成を行う。	2028年9～11月頃	55/200字
17) 営業：営業戦略をもとに営業を実施する。	2028年11月～2029年3月頃	22/200字
18) パートナリシップ営業：開発された製品に関連のある都内の大企業等と関係構築を行い、販路拡大に向けたパートナーシップやイベントの開催など、事業開発に向けた営業を行う。	2029年1月頃	84/200字
19) レビュー：地域内の重要ステークホルダーと再び対話の場を設け、完成された商品へのフィードバック、未利用資源活用によって得られた地域への効果や今後への期待などについてフィードバックをもらう。	2029年1月頃	96/200字

20)活動計画策定：地域からもらったフィードバックや売上実績等をもとに地域ステークホルダーとともに今後の地域と連携した活動計画を策定し、事業が円滑に成長するための方向性について合意形成を行う。	2029年2月頃	96/200字
21)追加資金獲得：描かれた活動計画をもとに、今後追加的な資金の必要性がある場合、企業版ふるさと納税、他助成金、ベンチャーキャピタル、事業融資など資金調達の方法を検討し、必要に応じてステークホルダーにコンタクトを取り、資金調達の可能性を模索する。	2029年1月～3月頃	123/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
1) 定例MTG（組織基盤強化）：月1回実行団体と面談をし、経営進捗などを確認をする。また、アドバイスなどを通じて実行団体の基礎体力向上を支援する。	2026年8月～2029年3月頃	74/200字
2) 初期面談（組織基盤強化）：実行団体の経営メンバーと面談をし、事業の方向性や展望、数年以内に達成を目指している目標や創出したいインパクトなどについてのヒアリングを実施 する。	2026年8月頃	89/200字
3) 事業目標策定支援（組織基盤強化）：実行団体が達成したい5ヵ年の事業・財務目標の設計支援をする。また、実行団体が既存の財務計画を有していない場合は、財務計画作成のアドバイスをし、実行団体が計画を策定するにあたっての支援をする。	2026年8～9月頃	114/200字
4) ミッション・ビジョン・バリュー策定面談（組織基盤強化）：実行団体のインパクトに関する目標設計の支援をする。ヒアリングや海洋学の観点からのアドバイスを通じ、実行団体が 自らのMVVを策定する支援をする。	2026年9～10月頃	103/200字
5) インパクトモデル設計（組織基盤強化）：セオリーオブチェンジカロジックモデルを用いて、実行団体が創出している、もしくは創出しようとしているインパクトの可視化を支援する。	2026年10～11月頃	85/200字
6)インパクト評価勉強会（組織基盤強化）：World Economic Forum関連組織である海洋スタートアップ・エコシステムのコンソーシアム「1000 Ocean Starups」が提唱している海洋領 域におけるイノベーションのインパクト評価フレームワークである「Ocean Impact Navigator」（以降OIN）の勉強会を実行団体に対して行う。	2026年12月頃	180/200字
7) インパクトKPI選定（組織基盤強化）：作成されたインパクトモデルをもとに、実行団体が実行している、もしくは実行しようとしている事業内容のインパクト評価をする際に適切なKPIをOINフレームワークの中から選定することを支援する。また、これを支援期間中インパクト評価に使用するKPIとする。	2026年12月～2027年1月頃	145/200字
8) 調査支援（組織基盤強化）：この期間中実行団体が行なっているマーケットリサーチや未利用資源の現状に対する調査を海洋に関する専門的知識の観点からアドバイスする。	2026年11～12月頃	81/200字
9) ステークホルダー調整支援（環境整備）：この期間中実行団体が行なっている漁業関係者のステークホルダーマッピング及び対話に対するアドバイスを実施する。	2027年1月～3月頃	76/200字
10)関係構築支援（環境整備）：この期間中実行団体が行なっている勉強会の開催や自治体との連携、ネイチャー・ポジティブに関する勉強会などについて必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2027年4月～6月頃	95/200字
12)市場調査支援（組織基盤強化）：この期間中実行団体が実施している市場調査について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2027年9月頃	66/200字
13)ブランディング戦略支援（環境整備）：この期間中実行機関が行っているブランディング戦略について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2027年10～12月頃	73/200字
14)インパクト評価（組織基盤強化）：OINフレームワークなどを活用し、各年度ごとのインパクト評価を実施する、可能な範囲で定量的評価を行い、商品が開発や実証実験段階でまだインパクトが顕在化していない場合などは定性的評価を行う。	2027年1～2月、2028年1～2月、2029年1～2月	113/200字

15)量産体制構築支援（環境整備）：この期間中実行団体が行なっている量産体制の構築について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2028年6～9月頃	69/200字
16)メディア・PR支援（環境整備）：この期間中実行団体が行なっているメディア・PR施策について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2028年8月頃	72/200字
17)パートナーシップ営業（環境整備）：この期間中実行団体が行なっているパートナーシップ営業について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2029年1月頃	74/200字
18)レビュー（環境整備）：この期間中実行団体が行なっている地域漁業者やステークホルダーとの事業レビューについて必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2029年1月頃	80/200字
19)活動計画策定（環境整備）：この期間中実行団体における事業終了後の活動計画の策定についてアドバイスを通じた策定支援を実施する。	2029年2月頃	65/200字
20)追加資金獲得（環境整備）：この期間中実行団体が行なっている追加資金獲得の検討について必要なネットワークの紹介とアドバイスを実施する。	2029年1月～3月頃	69/200字
21)他地域漁業現場の紹介（環境整備）：実行団体が事業終了後継続的に拡大するために全国他に展開先として考えられる漁村、漁協などの紹介を行う。	2029年1月～3月頃	70/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	当団体は水産経済新聞、日本経済新聞などの掲載実績があり、他メディアなどとも関係性を持っています。これらを活用し、必要に応じて本事業について認知拡大し、支援地域内外からの支援やリソース獲得を実現できるように広報活動を行います。	112/200字
連携・対話戦略	当団体は漁業者や沿岸自治体との連携を通じた業務遂行を専門とした団体であり、このノウハウを使った実行団体の支援が本事業の最大目的です。また、本来なら難易度の高い実行団体と地域業者の協業をこのノウハウを通じて可能とします。（連携実績：岡山県瀬戸内市邑久町垂下式カキ漁・熊本県天草市マダイ漁業・宮城県女川町ギンザケ漁業・北海道苫前町ミズダコ樽流し漁業・和歌山県那智勝浦町ピンチョウマクロはえ縄漁業等）	198/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	当団体は現在「ブルー・ファイナンス・コンサルティング事業」（以下BF事業）の立ち上げを行っており、本事業もその一環と申請しています。BF事業の目的としては海洋領域・漁業領域においてインパクトを創出しながら経済的に持続することのできるポテンシャルを持っている組織に対してあらゆる資金メカニズムを活用して資金注入することであり、現在は休眠預金事業のほかにベンチャーキャピタルの共同設立、助成金を活用したアクセラレータープログラムの実施を企画しています。休眠預金事業はこの事業群の中で「経済性・インパクトの高い潜在能力を持っていながらも立ち上げ初期段階にあり、他の資金メカニズムだと資金提供をしにくい実行団体に資金提供をする」役割を持っています。また、休眠預金事業以外にも同時進行で他BF事業も立ち上げているため、資金分配団体としてのリスク分散が可能で、組織としての長期的持続可能性も高めています。	397/400字
実行団体	本事業を通じて支援する実行団体は主にイノベーションを通じて地域課題を解決することのできるベンチャー企業であり、属性としては1）設立年数が浅く、今後ベンチャーキャピタルからの資金調達をしながら成長していく新興企業、2）地方中小企業など、比較的設立から年数が経っている企業が設立した地域課題解決型の新規事業の2つを想定しています。両者とも営利事業体であり、選定の際には実行団体が財務的に事業継続をするために必要なビジネスモデルを有しているかを評価するため、本事業実施後も活動を継続することが見込めますが、1）については出口支援策としてベンチャーキャピタルの紹介などを実施します。また、当団体としても上記のBF事業を進めているため、自社のベンチャーキャピタル設立などが実現した際は、実行団体、そして公共的価値の観点から有益と判断できる場合は、そこからの横断的支援も選択肢として考えられます。	392/400字

VII. 関連する主な実績

(1) 助成事業の実績と成果	635/800字
被助成団体としての実績： UMITOPartnersは、これまで主に米国財団の助成を活用し、全国の漁業者・漁協・自治体・企業や国内外のNGOと連携し、サステナブルな水産業の実現に向けた多面的な取り組みを展開してきました。代表の村上は10年以上前から日本の水産業のサステナビリティ実現を牽引しており、日本で初めてのサステナブル漁業プロジェクトの立ち上げをはじめとし、伴走支援9件、国際認証ラベルのMSC・ASC認証の取得支援5件を実現。漁業法改正や流通適正化法の制定に向けた政策提言、環境保全に取り組む若手漁業者の事例と声を政治に届けるシンポジウムの開催など、乖離の大きなステークホルダーの間を繋ぎ対話と意識変容の促進を行うことで現場と制度の両面において変革を生み出している実績が、国内外の非営利業界において高く評価されています。（米国財団からの助成規模 約1億円/年）近年では、気候変動対策、再生可能エネルギー、生物多様性、ブルーカーボン、ファイナンスなどの分野でも企業やNGOからの連携が増加。営利・非営利 を融合させた独自のビジネスモデルにより、業界の垣根を超えた協働を伴う課題解決に取り組んでいます。 助成事業の実績： 米国財団からの助成の一環で、日本国内において漁業のサステナビリティに取り組む3社のセオリーオブチェンジを作成するプロジェクトにおいて、再助成先の3社を取りまとめ事務局業務を行いました。（助成規模1000万円/年 2023.10-2024.9）	
(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	654/800字
・水中ドローンベンチャー企業と漁業者のマッチング・北海道におけるブルーカーボンプロジェクトのプロジェクトマネジメント・洋上風力発電所建設に向けた漁業者との合意形成に向けたプロジェクトマネジメント・OINを活用した日本初の海洋インパクト評価プロジェクトの実施（笹川平和財団海洋政策研究所よりプロジェクトを受託、日本の海洋ベンチャー4社のインパクトを国債的フレームワークに基づき測定、日本でOIN評価に基づくインパクト評価ノウハウを持つのは当団体のみ）・OIN評価の内容について東南アジア・太平洋諸島国の政府関係者やアジア開発銀行などに対してプレゼンテーションの実施・海外の海洋領域に投資を実施しているベンチャーキャピタルに対して、海洋領域でインパクトを創出しながら経済的に持続することのできるベンチャーの要件や適切な支援法などに関するヒアリングの実施・海洋未利用資源活用に向けて活動しているベンチャー企業に対するヒアリングx2（1社は北海道で拾い昆布由来の飼料開発を行なっている会社、もう1社はホタテの貝殻の養殖業向け再利用技術を開発している会社）・拾い昆布の再活用に向けて現状発生している課題について地元漁師に対するヒアリング・洋上風力発電と漁業の共存に関する政策提言・日本のマグロ流通におけるサステナビリティ調査・30by30の文脈でのMPA・OECM創出に向けた漁業者コミュニティ支援・漁業者に対するMSC漁業認証3 件、ASC認証2件の取得支援・水産経済新聞社と共催の「水産未来」シンポジウムの開催・	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5	
(2)実行団体のイメージ	海洋未利用資源の再利用に関する技術を持っているベンチャー企業（新興企業型、もしくは地方中小企業型）で、事業段階としては技術の開発段階・実証研究段階・もしくは技術開発が済んでいて、これから事業拡大を狙っている段階。現在当団体としては北海道の拾い昆布を活用した飼料開発を行っている企業、ホタテの貝殻を養殖業向けに再利用する技術開発を行う企業とヒアリングをしています。	181/200字
(3)1実行団体当り助成金額	約2800万円	7/200字
(4)案件発掘の工夫	現在候補団体と考えられる2社とすでにコンタクトがあり事業に向けたヒアリングを実施しています。また、当団体がやりとりしている漁村や地域、研究機関とコンタクトを取ればさらに発掘可能と考えます。当団体としては水産関連のメディアなどとも繋がりががあるため、必要に応じて広報活動を通じた発掘方法も考えられます。既存関係・新規公募を含め公平に事業性・インパクトの観点から評価し、バランスの良い選定を実施します。	199/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・実施体制・・・内部4名、外部TBD ・マネジメント体制・・・役員1名（兼務）、管理部門1名（兼務）、管理アシ1名（兼務） ・経理体制・・・管理部門1名が経理を兼ねる ・PO体制・・・PO1名（本事業フルタイム稼働） ・評価体制・・・PO1名が内部評価を兼ねる、一部設計のための調査を外部専門家に委託						151/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
	1	名	新規採用人数 (予定も含む)	1名	予定あり(詳細は右記のとおり)		100%
			既存PO人数	0名	予定あり(詳細は右記のとおり)		0%
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	当社は、代表取締役1名および、法務・経理を含む管理業務を担当する組織部1名の体制のもと、社外の弁護士（国内・国外各1名）、会計事務所、社会保険労務士事務所と連携しながら、ガバナンスおよびコンプライアンスを遵守した事業運営を行っています。						118/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし						

申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2026/04/01 ~ 2029/03/31		
資金分配団体	事業名	③イノベーション企画支援事業		
	団体名	株式会社UMITO Partners		

	助成金
事業費	165,947,125
実行団体への助成	141,057,501
管理的経費	24,889,624
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	10,052,875
資金分配団体用	3,000,000
実行団体用	7,052,875
合計	200,000,000

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	55,323,495	55,311,815	55,311,815	165,947,125
実行団体への助成	0	47,019,167	47,019,167	47,019,167	141,057,501
－					
管理的経費	0	8,304,328	8,292,648	8,292,648	24,889,624

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	5,000,000	5,000,000	5,000,000	15,000,000
その他経費	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	9,000,000

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,350,958	2,350,958	4,350,958	10,052,875
資金分配団体用	0	1,000,000	0	2,000,000	3,000,000
実行団体用	0	2,350,958	2,350,958	2,350,958	7,052,875

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	66,674,453	65,662,773	67,662,773	200,000,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	30,000,000	84.7%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別		株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体/活動支援団体
団体名			株式会社UMITO Partners	
郵便番号			〒103-0024	
都道府県			東京都	
市区町村			東京都中央区日本橋小舟町	
番地等			14-7 SOIL Nihonbashi 2F	
電話番号			080-7675-2920	
WEBサイト(URL)		団体WEBサイト	https://umitopartners.com/	
		その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/umitopartners/	
			https://www.facebook.com/UMITOparters/	
			https://www.youtube.com/@umitopartners6461	
設立年月日			2021/06/01	
法人格取得年月日				

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ムラカミシュンジ
	氏名	村上春二
	役職	代表取締役
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	1
理事・取締役数 [人]	1
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	0
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	1件
申請前年度の助成総額 [円]	1000万円
助成した事業の実績内容	米国財団からの助成の一環で、日本国内において漁業のサステナビリティに取り組む3社のセオリーオブチェンジを作成するプロジェクトにおいて、再助成先の3社を取りまとめ事務局業務を行いました。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	海の回復力を高めるべく、米国財団の助成を活用して、国内水産業の持続可能（サステナブル）な漁業・養殖業への転換と海のネイチャーポジティブを推進しています。

(12)) 休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	③イノベーション企画支援事業
団体名:	株式会社UMITO Partners
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)		
記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)		
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●株主総会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出	定款を改訂		
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		
(7)議事録の作成		内定後1週間以内に提出	定款を改訂		
●取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	取締役会を設置していないため提出不要			
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要			
●取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	取締役会を設置していないため提出不要			
(2)招集権者		取締役会を設置していないため提出不要			
(3)招集理由		取締役会を設置していないため提出不要			
(4)招集手続		取締役会を設置していないため提出不要			
(5)決議事項		取締役会を設置していないため提出不要			
(6)決議(過半数か3分の2か)		取締役会を設置していないため提出不要			
(7)議事録の作成		取締役会を設置していないため提出不要			
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		取締役会を設置していないため提出不要			
●取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	内定後1週間以内に提出	新規作成		
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					
●監査役					

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	企業倫理規程	
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	
(6)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	企業倫理規程を改訂して提出	
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出	新規作成	
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
(2)職制		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(3)職責		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出	新規作成	
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	賃金規程	
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	賃金規程	
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出	新規作成	
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出	新規作成	
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	内定後1週間以内に提出	新規作成	
(2)会計処理の原則		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(4)勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出	新規作成	
(7)決算		内定後1週間以内に提出	新規作成	